

労働・助成金情報 特急便

第5号 (2011年8月)

深川経営労務事務所
社会保険労務士 深川 順次
〒812-0014
福岡市博多区比恵町 11-7-701
TEL : 092-409-9257
FAX : 092-409-9258

暦の上では立秋ですがまだまだ厳しい暑さが続いております。お変わりなくお過ごしでしょうか。さて今月号は、厚生年金保険の保険料率の改定と雇用促進税制スタートの情報をお知らせいたします。

社会保険の保険料率改定

平成16年の法律改正により、厚生年金の保険料率は、平成29年9月まで毎年、改定されることになっています。今回、改定された厚生年金の保険料率は「平成23年9月分（同年10月納付分）から平成24年8月分（同年9月納付分）まで」の保険料を計算する際の基礎となります。10月支払い分の給与よりの反映になりますので、従業員の皆様へのお知らせをよろしくお願いいたします。

(現行)

- ・ 一般の被保険者の方 . . . 16.058%
- ・ 日本たばこ産業株式会社の被保険者の方 . . . 16.058%
- ・ 旅客鉄道会社等の被保険者の方 . . . 16.058%
- ・ 農林漁業団体の事業所の被保険者の方 . . . 16.058%

(平成23年9月～)

16.412%

(現行)

- ・ 坑内員・船員の被保険者の方 . . . 16.696%

(平成23年9月～)

16.944%

厚生年金基金加入員の厚生年金保険の保険料率

厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険の保険料は、上記の一般の被保険者または坑内員・船員の被保険者の区分に応じた保険料率から基金ごとに定められている免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、次の範囲内で基金ごとに定められています。

- ・ 厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方 . . . 11.412%～14.012%
- ・ 厚生年金基金に加入する坑内員の被保険者の方 . . . 14.944%～14.544%

雇用促進税制のスタート

税制改正法が6月30日に公布され、雇用を増やす企業を減税するなど税制上の優遇制度（雇用促進税制）が創設・拡充されました。以下の3つの制度について是非ご活用下さい！

1. 1年間で10%以上かつ5人以上（中小企業は2人以上）従業員を増やす等の要件を満たした事業主に対する税制優遇制度が創設されました。

- ・ 従業員の増加1人当たり20万円の税額控除が受けられます。
- ・ この優遇措置を受けるために必要な「雇用促進計画」の受付は、8月1日からハローワークにおいて開始します。

※ 平成23年4月1日から8月31日までの間に事業年度を開始する事業主の場合は、10月31日までに届ければ良いことになっています。9月1日以降に事業年度を開始する事業主の場合は、事業年度開始後2か月以内に雇用促進計画の提出を行ってください。

2. 次世代育成支援対策推進法の認定を受け、「くるみん」を取得した事業主に対する税制優遇制度が創設されました。

- ・ 新築・増改築をした建物等につき、認定を受けた事業年度において割増償却をすることができます。

3. 障害者を多数雇用する企業に対する税制優遇制度が拡充されました。

これまでは以下の(1)(2)のいずれかの要件を満たす事業主が割増償却制度を利用できましたが、重度障害者の一層の雇用促進を図る観点から、(3)の要件を満たす事業主についても、割増償却制度を利用できるようになりました。

- [1] 従業員に占める障害者の割合が50%以上(※1)
- [2] 雇用している障害者数が20人以上(※1)であり、かつ、従業員に占める障害者の割合が25%以上(※1)
- [3] 法定雇用率1.8%を達成している事業主で、雇用している障害者数が20人以上(※2)であり、かつ、雇用障害者に占める重度障害者(※3)の割合が50%以上(※2)

※1 短時間労働者を除く重度障害者は1人を2人とカウント（ダブルカウント）。
重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人とカウントします。

※2 ダブルカウントなし。短時間労働者は1人を0.5人とカウントします。

※3 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者

各種助成金の詳細や、ご不明な点は、いつでもご相談ください。